

12月の無料相談

●相談名	●日 時	●場 所	●主な相談内容（相談員）
市民法律相談	毎週火曜日 13日(木)・20日(木)	13:00～17:00 広報広聴課(☎内線2376) (13日(木)は新治地区公民館)	法律が関係する困りごと (弁護士) 予約制
税務相談	18日(火)	13:00～16:00 真鍋事務庁舎(☎824-5055)	相続税・贈与税などの税について (税理士) 予約制(予約時間10:00～14:00)
市民相談	月～金曜日	8:30～17:15 広報広聴課(☎内線2376)	要望、苦情、意見など (担当職員)
心配ごと相談	月・水・金曜日	13:00～16:00 社会福祉協議会(☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと (専門相談員)
行政相談	19日(水)	10:30～15:00 総合福祉会館(ウララ2 7階) (広報広聴課 ☎内線2376)	国・県に対する苦情、意見、要望 (行政相談委員)
消費者相談	月～金曜日	9:30～16:30 消費生活センター(☎823-3928)	商品や契約などのトラブル (消費生活相談員)
家庭児童相談	月～金曜日	8:30～17:15 こども福祉課(☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて (家庭児童相談員)
育児相談	月～金曜日	9:00～17:00 地域子育て支援センター “さくらんぼ” (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣 (保育士)
早期療育相談	月～金曜日	9:00～17:15 療育支援センター 早期療育相談(☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの 発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談	火～土曜日	10:00～17:15 総合福祉会館(ウララ2 8階) (青少年センター ☎823-7838)	青少年についての困りごと (特別青少年相談員) 電話相談可
教育相談	月～金曜日	9:00～16:00 教育相談室(☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止 (教育相談員)
交通事故相談	月～金曜日 (水曜日は弁護士相談)	9:00～16:30 (13:00～16:00) 土浦合同庁舎(県南地方交通事 故相談所 ☎823-1123)	交通事故に関すること (県委嘱相談員) 予約制
人権相談	月～金曜日	8:30～16:00 法務局土浦支局(☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など (人権擁護委員、担当職員)
ひきこもり専門相談	10日(月)	10:30～12:00	ひきこもりについての困りごと(予約制)
精神クリニック	14日(金)・21日(金)	13:00～15:00	土浦保健所(☎821-5516) 精神障害者の医療などに関すること (精神科医師) 予約制、1日2件まで
	25日(火)	10:00～12:00	

女性のための各種相談

フェミニスト相談	毎週水曜日 8日(土)	11:00～16:00 10:00～15:00	男女共同参画センター 「ウィズユー・うらら」 ☎827-1107 毎週月曜休館 (ウララ2 総合福祉会館7階)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルな ど(専門カウンセラー) 予約制
法律相談	27日(木)	13:30～15:30		法律が関係する困りごと (女性弁護士) 予約制
法律関連一般相談	14日(金)・28日(金)	13:00～16:00		法的な手続きについてなど (専門相談員) 予約制
一般相談(外国人相談を含む)	14日(金)・28日(金)	13:00～16:00		日常生活の困りごと、悩みごと (外国人には通訳あり。専門相談員) 予約制
配偶者や恋人からの暴力で悩む人のための電話相談	6日(木)・20日(木)	13:00～16:00	☎827-2525	身体的・精神的暴力などに関すること

借金が返せなくなったら？



消費生活センター

☎823-3928

相談1

夫の転職などで収入が減り、生活費の不足分をカードで借金。その返済のために借金を繰り返しているうちに、総額は400万円以上になってしまった。どうしたらよいか。

(60歳女性)

相談2

10年以上前に息子の車を購入するため、消費者金融から40万円借金。毎月返していたが、ときどき借入枠内で借りることもあった。ずっと返済しているのに残高が減らない。何とかならないか。

(73歳女性)

アドバイス

「借金が返せない。長年支払っても借金が減らない」などの相談が多くなっています。

クレジットで無計画に買い物を重ねたり、安易に借入れをしたり、借りる前に金利計算をしっかりしていないと多重債務に陥ることがあります。お金を借りるときには、便利さだけに目を奪われないよう、返済できるかどうかよく考えることが必要です。

返済が困難な状況になってしまったとき、債務を整理する方法には次の4つがあります。

①任意整理、②特定調停、③個人再生手続き、④自己破産。

相談1は、相談者は病弱で無職、本人名義の財産はないとのことで自己破産を希望し、本人が裁判所で自己破産手続きをしました。

相談2は、借入期間が長く、支払った利息は利息制限法の利率を超えたいわゆるグレーゾーン金利(出資法(※1)と利息制限法(※2)の間の貸付金利で無効)です。利息制限法の利率に引き直し計算をすると過払い金を取り戻すことができると思われるので、弁護士に相談することになりました。

努力しても借金の返済が困難になってしまったら、ぜひご相談ください。

(※1)出資法の上限金利は29.2%

(※2)利息制限法の上限金利は15～20%